

第 846 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 846 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 846 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 6 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 6 年 6 月 20 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 23 分
- 2 開催場所 紫波町役場 201 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 4 出席委員 (10 名)

1 番 蒲生庄平 君	3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君
5 番 山田 譲 君	6 番 佐藤武士 君	8 番 高橋伸夫 君
9 番 横沢一則 君	10 番 佐藤廣志 君	11 番 工藤姫子 君
12 番 岡市充司 君		
- 5 欠席委員 (2 名)

2 番 若菜千穂 君	7 番 菅川 正 君
------------	------------
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	高田 浩一 君
事務局次長	藤根あけみ 君
主任	横沢三重子 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 846 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆様ご苦労様です。今日も真夏日が予想されておりますけれども、まだ 6 月だというのにこんなに暑い日が続いているのは 66 年ぶりだと言われております。管内各地のダムでは水不足が著しいところもでてきておりまして、東北北部の梅雨入りはまだ先なので、農作

物への影響が心配されます。先日開催されました農業会議主催の県内農業委員会会長会議の席上、一関市の石川会長からこの度の白い農地が違反転用に認定されたことや、これまでこの農地を農業委員会が見過ごしてきたことが報告され、このような事件を起こしたことについての謝罪がありました。我々農業委員、農地利用最適化推進委員は、改選から1年経ちましたが、業務についてほぼ理解できたかと思います。地域計画の策定は今年度末、すなわち来年3月となっております。各地区において遅れることなく計画的に実施していただきたいと思います。

最後に活動日誌ですが、毎月10回以上の活動を記入してください。この活動日誌に記入して提出していただくことにより、委員全員に年度末に支給される報酬が、各農業委員会において大きく変わってきます。委員全員の提出が必須となっております。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番 若菜千穂委員、7番 菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において3番 大沼仁志委員、4番 鈴木芳勝委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりです。また、招集通知の付議案件にありました公売農地に係る買受適格証明書の交付の決定については、議事参与ですが、取り下げられたため付議案件から除いておりますのでご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が12件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして議案3ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出が11件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案6ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。お手元に配布した農地法関係調査資料1ページからを併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、6月17日に開催された農地調整小委員会においてご審

議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号 1 番は、借受者が新規就農でブドウ栽培をするために農地を借り受けるものであります。現所有者が耕作できなくなった園地を継承するものであり、農機具等も借受けながら耕作をする予定です。今後は地域の担い手となることが期待されるものであります。

付議番号 2 番は、農業技術士として事業を行っており、農作物の試験栽培の圃場として取得するものです。本人のみで耕作をする予定ですが、知人等から機械の借り入れや作業の協力も得られるということから適正な管理がされるものと判断しました。

付議番号 3 番は、農地所有者が死亡し、相続者がいないことから相続財産管理人によって農地を整理するものであり、当該農地に隣接する所有者に買い受けてもらうものです。譲受人は農業機械を所有しており、農地の管理も適正にされているため、問題がないと思われます。

農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

11 番委員。

○11 番（工藤姫子君）

ただ今の付議番号 1 番の■■■さんと■■■さんの案件ですが、こちらは地目が山林で現状は全面ブドウ畑となっていると思いますが、地目が山林ということで何かクリアしなければならない問題が無いのでしょうか。

○議長（岡市充司君）

藤根事務局次長

○事務局次長（藤根あけみ君）

■■■さんは新規就農者で、現状がブドウ畑であるところを農業委員会の審議に諮っているので、それについては登記地目が山林でも問題はないと思います。ただし、今後、何らかの補助金などを受ける際に、制約が出てくる可能性がないとは言いきれません。

補足になりますが、大きな山林の約半分はブドウを作付けしており、今後、作付けしていない山林部分を■■■さんがどのように使うのかを見守る必要はあると思われます。地目の変更は、今回は貸借なので検討には至りませんでした。所有権を取得するときには考えると思います。

○議長（岡市充司君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案7ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、6月17日の農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は6月25日公告予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番の農地は、現所有者が離農しており、譲受人が以前から耕作を依頼されていた農地です。一部の作業は生産組合で行いますが、作業は自己管理によって、適正な耕作管理がされるものと思われます。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案第3号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認についてご説明します。議案8ページをご覧ください。

（議案書朗読）

本案件につきましては、6月17日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は6月25日に公告予定です。本会のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第3号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番から25番までが新規案件であります。多くの案件は、農地所有者の高齢化、体調不良によるもの、非農家であり耕作ができなくなったため、地域の認定農業者及び大規模農家、または営農組合等に委託をするものであります。

この新規案件にかかるそのほかの理由について、審議内容を報告いたします。

付議番号2番は、農地所有者の耕作地から離れている場所にある農地であるため、近隣農地を耕作している借受人に依頼をしたものです。借受者は大規模経営を行っている認定農業者であり、問題がないと思われま。

付議番号5番は、所有する農地が自宅から離れている農地であるため、近くの農地を耕作している法人に耕作を依頼したものです。借受者は農事組合法人であり、耕作管理は問題がないと思われま。

付議番号7番は、所有者は以前から農地の耕作を依頼していた方から耕作者を変更したものであります。新たに農地を借り受けるのは、当該農地の近隣を耕作している方であり、耕作農地の集約をするものです。新たな借受者は、大規模に経営をしている認定農業者であり、耕作管理は問題がないと思われま。

付議番号8番は、農地所有者は非農家であり、農地の耕作ができないため、兼業農

家として花の栽培を始める農業者に農地を貸すものです。借受者は新規で就農をするものですが、前職では法人でリンドウの栽培を経験しており、農地所有者が管理する作業小屋も含めて借りる予定であります。また、近隣に作業の協力者となる友人もいることから、適正な農地管理が可能であると判断をいたしました。

付議番号 10 番は、所有者自身が経営する法人に使用貸借契約をするものであり、耕作管理は問題がないと思われます。

付議番号 12 番から 18 番までは、今までの耕作者から農業継承をするために契約変更をするものです。12 番から 18 番までの農地所有者は高齢化や離農によって耕作ができなくなった方で、同一者に耕作を依頼していたものであります。今までの耕作者が大規模に農業経営をしておりましたが、死亡したため今回の借受者である甥が経営継承をするものです。前耕作者の妻と息子が協力者となり、地域の営農組合にも加入しているため、周囲の支援が受けられることから適正な農地管理が可能であると判断いたしました。

付議番号 26 番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第 4 号、農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定について、をご説明します。議案 30 ページをご覧ください。また、別添調査資料は 8 ページからです。申請件数は所有権移転が 3 件となります。

（議案書朗読）

以上案件につきまして6月17日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

6番委員。

○6番（佐藤武士君）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、6月17日に現地調査をしてまいりました。立ち合い委員は、菅原大介委員、野村裕一委員事務局と私の4名でございます。

付議番号1番は、事務局次長から詳しく説明がありましたが、城山公園の東側で周辺には小規模な農地が残っていますが、西側にあるアパートの進入路として利便性が高いという場所でございます。

付議番号2番は、国道4号の東北イセキ販売の南側の更地になっている宅地と隣接する農地が計画区域となります。この農地の東側には南桜町公民館がありますが、公民館とは段差があり、周辺にある若干の畑が何か影響をうけるようなこともなく、当該地は農地として残しておくべき場所ではないと見てまいりました。

付議番号3番は、赤石小学校の西側十字路交差点の角にあたる小麦を栽培している農地です。周辺は道路を挟んだ西側に農地が広がっていますが、当該農地に接した影響をうける農地はありませんでした。ご存じのとおり赤石小学校につきましては、児童数が増加しております。駐車場を拡大するとともに、おそらくプレハブ等の増築で対応するのかなと思いますが、学校としては丁度いい場所だったのだと思います。簡単ですが報告を終わります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第846回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員